研究活動の不正行為に係る調査手続きの流れについて

申立・相談の受付

・事務局、部局事務部及びｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙ・ｴﾈﾙｷﾞｰ国際研究所に申立窓口を置く。
・申立は原則顕名、不正行為を行ったとされる研究者氏名、不正行為の態様・事案の内容、科学的・合理的な理由を明示したもののみ受付。
・匿名や報道、学会等からの指摘、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ上指摘されているもので上記要件を満たすものは申立と同様の対応が可能。

↓

調査の要否

・研究担当理事は、申立内容の合理性及び調査可能性等について確認。調査の要否を判断。
・調査不要の場合、総長、適正な研究活動推進委員会（以下委員会）に報告。申立者に通知。
・調査必要の場合、委員会に予備調査を指示。

↓

予　備　調　査

・予備調査は、委員会委員のうち委員長が指名する委員等により、30日以内に実施。
・予備調査は、申立内容の合理性及び調査可能性等について、申立者、被申立者への聴取、関係資料の検証等により調査。
・委員長は、予備調査の結果を研究担当理事に報告。

↓

本調査の要否

・研究担当理事は、予備調査結果を踏まえ、さらなる調査（本調査）の要否を判断。
・本調査不要の場合、委員会を経て調査終了。調査結果について研究担当理事から総長に報告。
・本調査必要の場合、委員会に本調査を30日以内に開始するよう指示。

↓

本調査

・委員長は、調査部会を設置し本調査を実施。
・本調査は、開始後150日以内に終了し、委員会に報告。

↓

認　定

・本調査結果を踏まえ、委員会にて30日以内に不正行為の有無を認定。
・被認定者の処分、環境改善措置の必要性について検討。
・委員長は、研究担当理事に、認定結果及び処分等の必要性について報告。

↓

不服申立

・被認定者は、当該認定内容に対し30日以内に不服申立て可能。
・同一理由による不服申立て禁止。

↓

再調査の要否

・研究担当理事は不服申立て内容を踏まえ、再調査の要否を判断。
・再調査不要の場合、被認定者に通知。
・再調査必要の場合、委員会に再調査を指示。

↓

再調査

・再調査開始から50日以内に認定の取り消しの有無を決定。
・委員長は、再調査結果を研究担当理事に報告。

↓

措　　置

・認定結果を申立者、被申立者に通知、文部科学省、配分機関等に報告。
・認定結果等を受け、総長が処分及び環境改善等必要な措置の実施。

↓

公　　表

・不正行為有りの場合、原則、氏名、不正行為の内容等を公表。
・不正行為無しの場合、原則として公表しない。
・外部に漏洩していた場合や論文に誤りがあった場合は不正行為ではなかった旨公表。